

令和4年8月26日

人事御担当者様

内閣府官民人材交流センター
人事院
内閣官房内閣人事局

官民人事交流に関する説明会開催の御案内

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

民間企業等と国との間の人事交流の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。※1

官民人事交流をより一層推進するため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、毎年、経済3団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会）及び各関係団体の御協力の下、民間企業等の人事御担当者様を対象にした説明会を開催しています。

今年度は、これまで新型コロナ感染拡大をうけ中止してきた会場における説明会を3年ぶりに東京及び大阪で開催するとともに、昨年に引き続きオンラインによる開催を予定しています。※2

説明会の内容や参加申込の方法等については、裏面を御覧ください。

○東京及び大阪での説明会では、官民人事交流に関する制度の担当者や実際に官民人事交流を体験した方や各企業の人事担当者の方から説明・体験談をお話いただくほか、質疑の時間を設けます。また、各府省人事担当者との意見交換の場の設定を予定しております。

○また、オンライン開催では、これまで2年間実施し評価を頂いております。開催方法は、これまでと同様に約1か月間オンデマンド方法で配信することとしますが、配信内容は東京会場における各種発表を録画したものを予定しています（なお、配信は、基本的に制度説明、体験談発表を基本とし、会場で出された一部質疑や各府省との意見交換等については、配信はいたしません）。

特に、東京及び大阪での説明会は、官民人事交流に関する担当者、交流経験者及び各府省人事担当が参加しますが、これらの方々へ直接お話をきける唯一の機会となっています。

御多忙のことと存じますが、説明会への御参加（御視聴）について御検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※1 官民人事交流に関するパンフレット（「官民人事交流－制度のあらましと体験談－」）を送付しますのでご参照ください。

※2 新型コロナの感染状況によっては、東京及び大阪での説明会は中止し、オンライン開催のみとなることもあり得ます。その場合は官民人材交流センターのホームページに掲載させていただきます。

敬具

令和4年度「官民人事交流に関する説明会」の開催概要

主催者

内閣府官民人材交流センター、人事院、内閣官房内閣人事局

開催方法

実地での開催（東京、大阪）

東京開催：令和4年10月12日（水）13:30～16:30

大手町ファーストスクエア カンファレンス（東京都千代田区大手町1-5-1）

大阪開催：令和4年11月1日（火）14:00～16:00

阪急グランドビル 26階 会議室（大阪府大阪市北区角田町8-47）

オンラインでの開催

説明会の動画（東京開催の様子を収録）を11月中旬から約1か月間配信します。御都合の良い時間にパソコン等で御視聴いただく形となります。

説明会の内容 [説明・発表予定者]

- 1.御挨拶 [主催者、経済団体（東京のみ）]
- 2.官民人事交流制度の概要 [人事院]
- 3.官民人事交流体験談 [交流の経験者※1、企業の人事担当者※2]
※1 交流採用（民間→国）または交流派遣（国→民間）の御経験者
※2 交流実績をもつ民間企業の人事御担当者
- 4.各府省の官民人事交流に係る意向の紹介
- 5.意見交換会 [実地開催のみ]

★終了後または動画の御視聴後、アンケートへの御回答をお願いいたします。

★新型コロナ感染状況によっては、実地開催を中止とする場合もあり得ます。

その場合、オンラインによる視聴をお願いする予定です。

申込み方法（実地開催、オンライン開催）

- ・説明会の参加・視聴には、事前の参加申込が必要です。

官民人材交流センターのホームページ（<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>）

の申込フォームからお申込み下さい。もしくは、

右の参加申込み画面（<https://form.cao.go.jp/jinzai/opinion-0083.html>）

を開き、直接申込フォーム画面の指示に従い、必要事項を御入力の上送信してください。

恐縮ですが、会場キャパの関係上1企業2名以下とさせていただきます。

- ・参加費は無料です。

- ・お申込みの期限は、

東京開催：9月22日（木）、大阪開催：10月18日（火）

オンライン：10月31日（月）とさせていただきます※3。

※3 お申込み多数の場合、先着順とさせていただきます場合がございます。

期限を過ぎた場合は、下記お問合せ先まで御相談ください。

また、新型コロナ感染状況では収容人数に制限がかかる場合もあることをご理解下さい。



申込フォームはこちら

オンライン動画視聴方法

- ・職場や御自宅等のパソコン、スマホ等で御視聴いただける予定です。
- ・動画の視聴可能期間は、11月中旬から12月にかけての1か月間の予定です。
- ・詳しい御視聴方法や御視聴にあたっての留意事項については、参加申込をしていただいた方に、後日御連絡させていただきます。

問い合わせ先

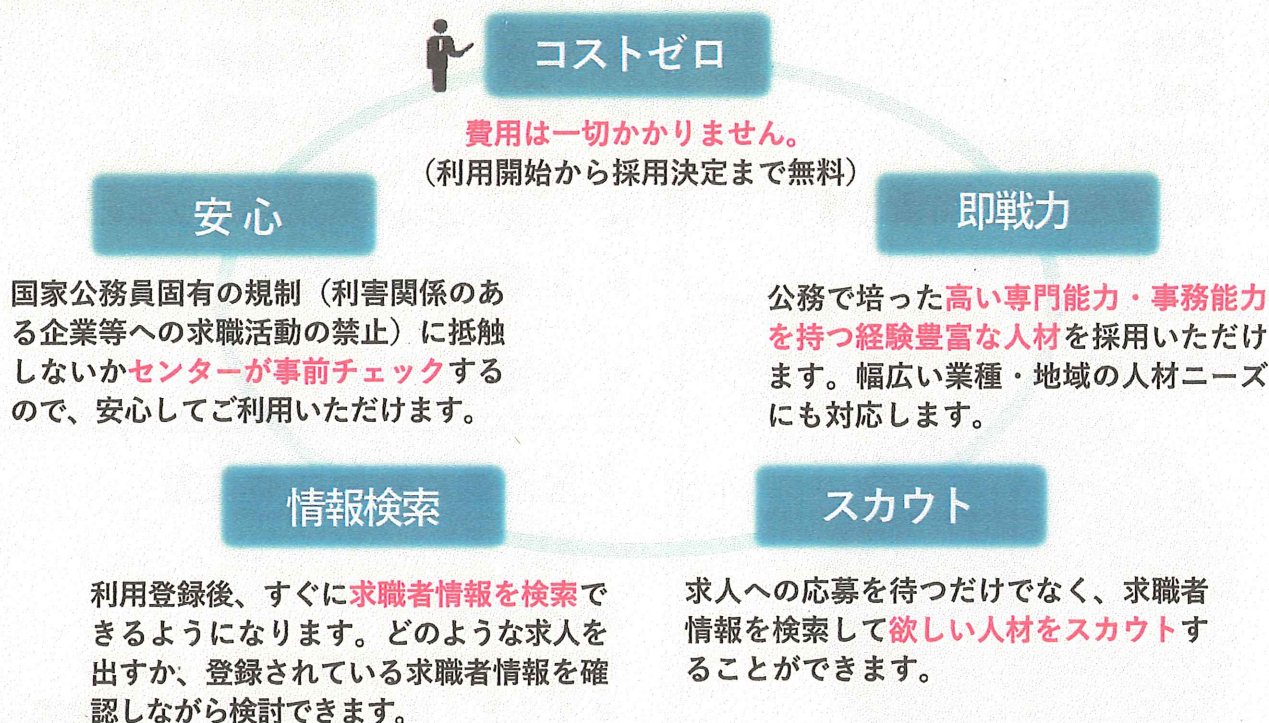
内閣府官民人材交流センター 官民人事交流担当

TEL：03-6268-7676、E-MAIL：kouryuu.t7z@cao.go.jp

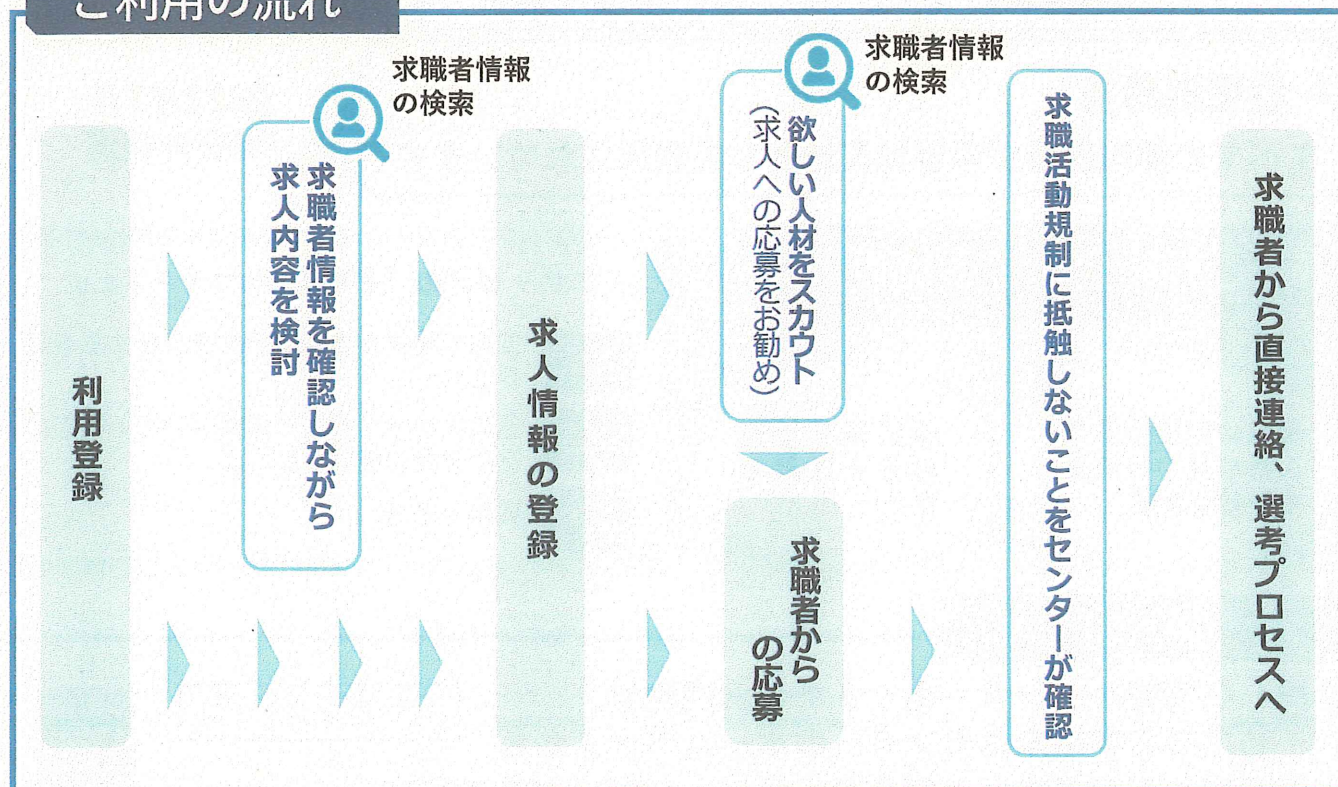
「官民ジョブサイト」の情報提供サービス

内閣府官民人材交流センターでは、国家公務員の中堅・シニア層（45歳以上）に特化した求人サイト（官民ジョブサイト）を運営しています。

サービスの特長



ご利用の流れ



このような国家公務員が登録しています



19省庁・1800人以上の多様な人材

保有資格（例）

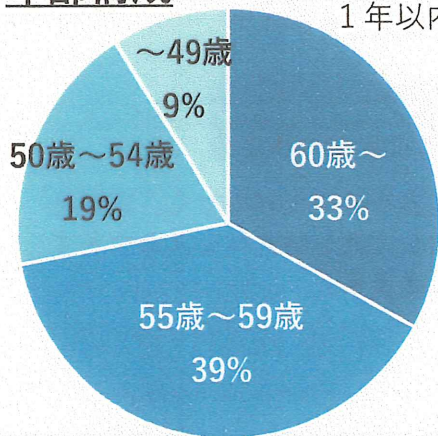
- 税理士、公認会計士
- 社会保険労務士
- 行政書士
- 通関士
- 弁理士
- 技術士、建築士
- 施工管理技士、測量士補
- 情報処理技術者

経験業務・分野（例）

- 新規事業の企画・立案
 - 審査、検査、監査
 - 補助金交付、許認可
 - 調査・研究、情報集約・分析
 - 経理、財産管理、総務
 - 広報、渉外、相談
 - 人事、研修、コンプライアンス
 - 危機管理・災害対応
-
- 各種の専門行政分野

年齢構成

（注）在職者と離職後
1年以内の者



海外赴任経験がある者

3割

赴任先の例：

米国 英国 フランス ドイツ
イタリア スイス 中国 大韓民国
インドネシア ベトナム タイ
フィリピン シンガポール

希望勤務地

すべての都道府県が希望勤務地として登録されています

2022年7月
現在の状況

ご利用企業・団体の声

現職の経験豊富な
人材を見つける上
で有効な事業

希望通り地元
の方を採用で
きた

<本サービスの「長所」>アンケートより

1位

国家公務員の再就職規制を心配する必要がない

2位

他の人材サービスでは探しにくい特定の行政分野の経験者がいる

3位

無料である

お問 合 せ

- 詳しい情報やインターネットでのお問合せ、ご利用のお申込みはセンターのホームページから
- お電話でもお気軽にお問合せください 03-6268-7677

官民センター



官民人事交流

制度のあらましと体験談

一 目 次

「はじめに」

- 1 官民人事交流制度の概要…………… 1
- 2 官民人事交流の対象…………… 2
- 3 官民人事交流の手続き…………… 3
- 4 交流基準の概要…………… 4
- 5 福利厚生制度等の適用関係…………… 5
- 6 Q & A …………… 6
- 7 官民人事交流の実施状況…………… 7
- 8 官民人事交流の体験談…………… 8

内閣府官民人材交流センター
人 事 院
内 閣 官 房 内 閣 人 事 局

はじめに

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。以下「官民人事交流法」といいます。）に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業（次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。）という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

官民人事交流法が施行（平成 12 年 3 月）されて以来、幅広い分野における多様な人材に関して「官から民」「民から官」の双方向の交流が着実に進展しており、更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済 3 団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）等関係団体の御協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けた御検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流の概要



国の行政機関

- ・府省等
(本府省、地方
支分部局)
- ・行政執行人

交流派遣

身 分：派遣先企業の従業員（国家公務員としての身分も保有）
期 間：原則 3 年以内（最長 5 年）
服 務 等：派遣前に在職していた府省等に対する許認可申請等の業務や国家公務員としての地位等に係る影響力利用行為の禁止
給 与：派遣先が支給（府省等からは支給せず）



民間企業等

- ・株式会社
- ・相互会社
- ・信用金庫
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・NPO 法人 等

交流採用

身 分：府省等の職員（任期満了後は交流元に復帰）
期 間：原則 3 年以内（最長 5 年）
職 務 等：交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等の業務を行う官職に就くことの禁止
給 与：府省等が支給（交流元からの支給は不可）

交流派遣

民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

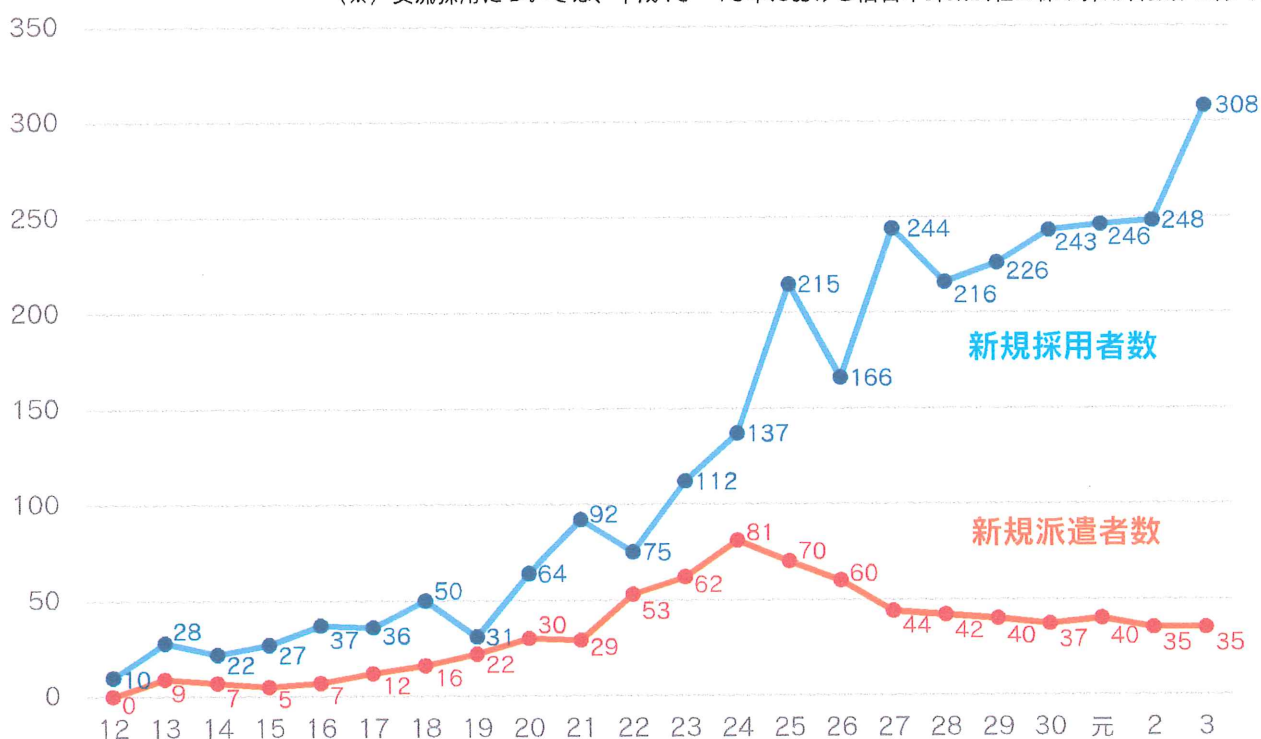
交流採用

府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

交流採用（民間企業等→国）、交流派遣（国→民間企業等）の人数

（※）交流採用については、平成15～18年における旧日本郵政公社に係る採用者数分は除く。



対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
 信用協同組合*、信用協同組合連合会*
 信用金庫連合会*、労働金庫*、農林中央金庫*
 監査法人*、弁護士法人*、医療法人*、学校法人*、社会福祉法人*
 日本赤十字社*、消費生活協同組合*、特定非営利活動法人（NPO法人）*
 一般社団法人*（公益社団法人*を含む。）、一般財団法人*（公益財団法人*を含む。）
 外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- ・民間企業等の規模（資本金、従業員数等）、業種は問いません。
- ・上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- ・所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは4ページをご参照ください。

交流採用

民間企業等の従業員が
府省等の職員として
職務に従事する

交流派遣

府省等の職員が
民間企業等の従業員として
業務に従事する

対象となる府省等

すべての府省等（地方支分部局（国の出先機関）を含みます）及び行政執行法人
 ※行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構
 （これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されていますが、役員は対象外です。）

3

官民人事交流の手続き

人事院の公募に対し、民間企業等が応募

※応募の前に、府省等と事前のご相談をさせていただいて構いません（6ページのQ5を参照）。

人事院は、民間企業等の名簿を国の府省等に提示

府省等が民間企業等と協議し、人事交流の実施に関する計画を作成

人事院が計画を認定

交流採用（民間企業等→国）

雇用継続型(※)

府省等が任期中の雇用、任期満了後の雇用等について民間企業等との間で取決めに締結

府省等が任期を定めて採用し職務に従事
(原則3年以内)

任期満了後、
民間企業等に復帰

退職型(※)

府省等が任期満了後の再雇用等について民間企業等との間で取決めに締結

従業員は民間企業等を退職

任期満了後、
民間企業等が再雇用

交流派遣(国→民間企業等)

府省等が労働条件等について
民間企業等との間で取決めに締結

交流派遣職員が民間企業等との間で
労働契約を締結の上、業務に従事
(原則3年以内)

派遣期間満了後、
府省等に復帰

(※) 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

公務の公正性に対する国民の信頼を確保しつつ、適正な官民人事交流を実施するため、人事院は、有識者（交流審査会）の意見を聴いて、一定の基準（交流基準）を定めています。

刑事起訴等を受けた民間企業等との人事交流

民間企業等又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の重大な影響を及ぼす不利益処分を受けた場合は、原則として2年間、官民人事交流を行うことができません。

許認可権限等を有する国の機関と民間企業等との間の人事交流

許認可などの処分等の対象とされる民間企業等との間では、官民人事交流実施前2年間にこれらの処分等に関する事務を所掌するポストに就いていた国の職員を当該民間企業等及びその子会社に派遣すること、当該ポストへ当該民間企業等及びその子会社の従業員を受け入れることはできませんが、他のポストについては派遣、受け入れができます。例えば、国の本府省の課と所管関係にある民間企業等及びその子会社へは所管関係にある当該課の課長の派遣はできませんが、同じ府省であっても、所管関係にない別の課の課長の派遣は可能です。

同一の民間企業等との継続的な人事交流

許認可などの処分等の対象とされる同一の民間企業等と、国の同じ部局等との間の官民人事交流は、3回まで連続して実施することができます。

契約の締結に携わった職員等に係る人事交流

官民人事交流実施前5年間において、府省等と民間企業等との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある国の職員及び民間企業等の従業員は、それぞれ当該民間企業等への交流派遣及び当該府省等への交流採用はできません。

契約関係にある国の機関と民間企業等との間の人事交流

官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において

- 契約の総額が2千万円以上であり

かつ

- 当該民間企業等の売上額等の総額に占める割合が25%以上
(大企業(※)にあつては10%以上)

の契約関係にある府省等と民間企業等との間の官民人事交流はできません。

(※) 資本の額等が3億円以上であり、かつ、従業員の数が300人以上の民間企業等

国等の事務又は事業の実施等によって収益を得ている法人との人事交流

対象となる監査法人、弁護士法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、消費生活協同組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含みます。)のうち、官民人事交流実施前の5年間に係る年度のいずれかの年度において、その事業による収益の主たる部分が国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該部門との官民人事交流はできません。

ただし、当該部門以外の部門については、官民人事交流ができます。

福利厚生制度等の適用関係

		交流採用（民間企業等→国） 民間企業等の従業員が府省等の職員として職務に従事		交流派遣（国→民間企業等） 府省等の職員が民間企業等の従業員として業務に従事
		雇用継続型（※1）	退職型（※1）	
年 金		国家公務員共済組合 （受給資格期間は厚生年金被保険者期間に合算） （受給資格期間を満たした場合、国家公務員としての期間については国家公務員共済組合から支給）		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 （事業主負担分は派遣先企業が負担）
医 療 保 険		国家公務員共済組合		派遣先企業等に適用される健康保険制度
災 害 補 償		国家公務員災害補償法		労働者災害補償保険法
退 職 金 ・ 退 職 手 当		退職時、国家公務員退職手当を支給		支給・不支給の制限なし （支給の場合、国家公務員退職手当を調整）
雇 用 保 険		被保険者資格継続 （交流採用期間を所定給付日数 算定基礎期間から除外）	適用なし	適用なし
児 童 手 当		採用先の府省等から支給		市町村長（特別区の区長を含む） から支給
勤 労 者 財 形		利用している商品を採用先の府省等で 取り扱っている場合に限り継続可能		利用している商品を派遣先企業 等で取り扱っている場合に限り 継続可能
福 利 厚 生 一 般		採用先の府省等（共済組合）の提供する サービスを利用		派遣先企業等の提供する サービスを利用
民間企業内福利厚生制度（※2）	社 宅 ・ 借 上 社 宅	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期满后も 引き続き利用する場合、 利用可能	交流採用前から貸与を受け、 規程上退職後も引き続き 貸与を認めている場合に限り 利用可能	利用可能
	企業内預金	継続可能 （積み増し不可）	継続不可	利用可能
	企業内貸付	継続可能 （交流採用の任期满后も 引き続き返済する場合、 新たな貸付可能）	継続可能 （新たな貸付不可）	利用可能
	そ の 他 （カフェテリア プラン等）	交流採用前から引き続き、 又は交流採用の任期满后も 引き続き利用する場合、 一定のサービスを利用可能	利用不可	利用可能

（※1） 交流採用を実施する民間企業等は、「雇用継続型」と「退職型」のいずれかを選択することができます。

（※2） 民間企業内福利厚生制度については、一般的な適用関係を掲載しています。具体的な内容については、人事院が「人事交流の実施に関する計画」を認定した後、府省等と民間企業等との間で取り決められます。

Q.1 人事院の公募について応募の受付期間はありますか。

A 応募の受付は年間を通じて行っていますので、いつでもご応募ください。
公募は、人事院のホームページにも随時掲載されていますので、ご確認ください。

Q.2 どのような民間企業・団体でも官民人事交流制度を活用できるのでしょうか。

A 官民人事交流制度の対象となる民間企業等は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社などのほか、令和元年12月の人事院規則の改正により、農林中央金庫が新たに対象として加わりました。詳細は2ページをご参照ください。
ただし、府省等との所管関係、契約関係等に基づき官民人事交流が制限される場合があります。詳細は4ページをご参照ください。

Q.3 官民人事交流を実施する場合は、交流派遣と交流採用を両方行わなければなりませんか。

A いずれか一方のみを実施することもできますし、両方とも実施することもできます。

Q.4 府省等へ交流採用されるためには、民間企業等を退職しなければなりませんか。

A 交流採用を実施する際には、「雇用継続型」か「退職型」のいずれかを選択することができます。詳細は3ページをご参照ください。

Q.5 ある府省との人事交流を希望しているのですが、その府省に直接連絡することは可能ですか。

A 3ページのとおり、官民人事交流の実施に当たっては、人事院の公募に応募していただく必要がありますが、その前に、府省の人事担当者に直接連絡して、事前のご相談をしていただいて構いません。各府省のお問い合わせ先については、裏表紙をご参照ください。

Q.6 官民人事交流は、本府省との間の交流だけでしょうか。

A 本府省との間だけでなく、地方支分部局（国の出先機関）との間の人事交流が可能です。官民人事交流制度の対象となる「府省等」は2ページをご参照ください。

Q.7 官民人事交流について、制度の説明や実際に人事交流された方の体験談などを聞く機会がありますか。

A 毎年11・12月ごろ「官民人事交流に関する説明会」をオンライン配信し、制度内容や体験談等をご説明しています。また、秋ごろに東京等で実地でも開催しています。
説明会の予定が決まり次第、官民人材交流センターのウェブサイト
(<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>) でご紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

なお、人事院ホームページ「よく寄せられる質問」(<https://www.jinji.go.jp/kouryu/sub6.html>) もご覧ください。

7

官民人事交流の実施状況

業種別の交流状況（令和3年）

業種	交流採用	交流派遣	計
金融業、保険業	83	6	89
製造業	67	5	72
サービス業	46	9	55
運輸業、郵便業	39	4	43
情報通信業	17	4	21
電気・ガス・熱供給・水道業	13	3	16
不動産業、物品賃貸業	12	2	14
卸売業、小売業	12	1	13
建設業	11	—	11
医療、福祉	3	—	3
漁業	3	—	3
農業、林業	1	1	2
教育、学習支援業	1	—	1
計	308	35	343

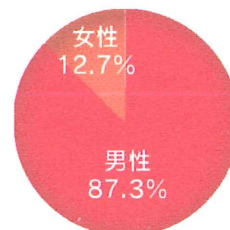
（注）「業種」欄の分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）により、サービス業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」である。

男女別状況（令和元年～3年）

交流採用

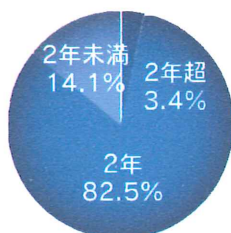


交流派遣

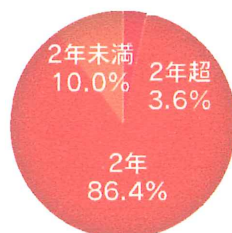


期間別・任期別状況（令和元年～3年）

交流採用

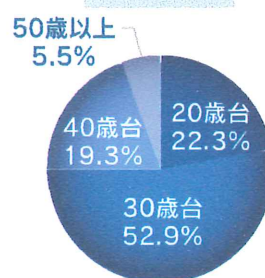


交流派遣

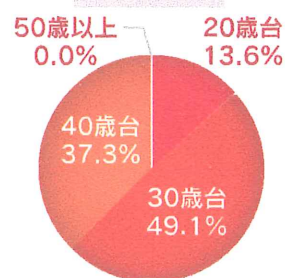


年齢別状況（令和元年～3年）

交流採用

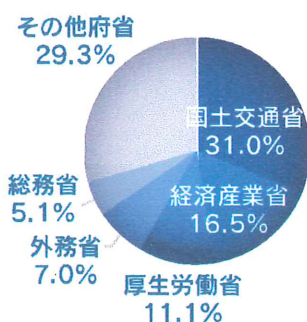


交流派遣

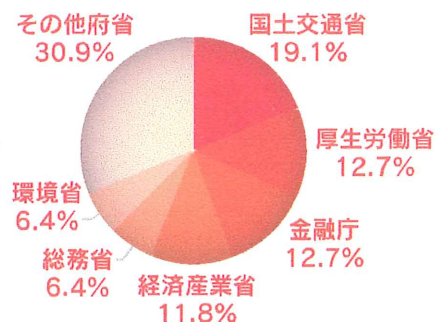


府省別の交流状況（令和元年～3年）

交流採用



交流派遣



本府省・地方別の交流状況

令和元年から令和3年までの3年間でみると官民人事交流全体の1～2割が民間企業等と地方支分部局（国の出先機関）との間の人事交流（交流採用、交流派遣）となっています。

交流採用（民から官へ）

1

木村駿一 氏

野村證券株式会社 経営企画部
課長代理

野村證券株式会社→外務省

在フランス日本国大使館

官民人事交流の経験が
自身を成長させる

私は、官民人事交流制度で外務省 在フランス日本国大使館に出向し、2025 年の国際博覧会（万博）を我が国に誘致する活動に従事しました。おかげさまで大阪・関西万博の開催が決定し、その後、2018 年 12 月に交流期間を終えています。

交流期間を通じて、様々な経験があり、学びがありました。誘致活動において、諸外国の政府関係者等と頻繁に会合の機会を持ちましたが、そこでは相手国に文化的・外交的な配慮をした上で、日本の魅力をしっかりと伝える必要があります。そのために、事務的な準備をすることはもちろん、事前に相手国の文化や日本との関係について勉強しておく必要もあります。

こうした業務の積み重ねで、渉外のノウハウを学び、事務処理能力を高め、少し大袈裟かもしれませんが国際感覚も磨きました。これらは現在の勤務先で役立つ場面が多々ありますので、今回の交流は大阪・関西万博を誘致したという純粋な結果だけでなく、自身の成長という観点から見ても、非常に実りの多いものでした。官民人事交流制度は、企業における人材育成の手段として広く活用していただけるのではないかと、その経験者として思います。

こうした業務の積み重ねで、渉外のノウハウを学び、事務処理能力を高め、少し大袈裟かもしれませんが国際感覚も磨きました。これらは現在の勤務先で役立つ場面が多々ありますので、今回の交流は大阪・関西万博を誘致したという純粋な結果だけでなく、自身の成長という観点から見ても、非常に実りの多いものでした。官民人事交流制度は、企業における人材育成の手段として広く活用していただけるのではないかと、その経験者として思います。

2

岡里勇希 氏

株式会社三井住友銀行
企業戦略営業部

株式会社三井住友銀行→財務省

国の未来を創る



私は、2019 年 7 月から 2021 年 6 月までの 2 年間、財務省国際局開発政策課へ出向し、途上国の債務問題全般に係る我が国の政策立案に携わらせていただきました。特に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響により、途上国での保健衛生分野の支出が増え、公的債務の返済が困難になる懸念が高まったことを受け、その救済措置として G20・パリクラブが合意した「債務支払猶予イニシアティブ」が大変印象に残っています。わずか 20 日でのスピード合意を実現するうえでの日本の役割は大きく、政策スタッフの一人としてやりがいや、国際金融分野における政策決定のダイナミズムを実感することができた貴重な体験になりました。

出向を通じて養われたデータ分析力・調整力・英語力等のスキル、政策動向への高い関心、そして「国の未来を創る」というマインド、そのいずれもが今の業務に活かしています。官と民は、二項対立的に語られがちですが、いずれもこの「国の未来を創る」という目的を共有する車の両輪であると考えています。官民双方の思考回路や各々の重視する価値を深く理解する人材を育成することは、官と民が真に車の両輪として機能するうえで必要不可欠であり、官民人事交流制度は、そうした俯瞰的な視座を持った人材の育成の場として、職員・官庁・企業の三者にとってメリットが極めて大きい制度であると感じています。

出向を通じて養われたデータ分析力・調整力・英語力等のスキル、政策動向への高い関心、そして「国の未来を創る」というマインド、そのいずれもが今の業務に活かしています。官と民は、二項対立的に語られがちですが、いずれもこの「国の未来を創る」という目的を共有する車の両輪であると考えています。官民双方の思考回路や各々の重視する価値を深く理解する人材を育成することは、官と民が真に車の両輪として機能するうえで必要不可欠であり、官民人事交流制度は、そうした俯瞰的な視座を持った人材の育成の場として、職員・官庁・企業の三者にとってメリットが極めて大きい制度であると感じています。

この体験談は、令和元年度に実地開催及び2・3年度にオンライン開催した「官民人事交流に関する説明会」での講演内容を内閣府官民人材交流センターにおいて要約したものであり、所属等は説明会時点のものです。

交流派遣（官から民へ）

3

馬渡真吾 氏

国土交通省道路局環境安全・防災課
道路計画調整官

国土交通省→東日本旅客鉄道株式会社

建設工事部次長

民間企業から得られた
気づきを活かす



官民人事交流（交流派遣）により、令和元年7月から令和3年3月まで東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の建設工事部の次長として勤務しました。業務内容は、鉄道施設の建設や将来計画に係るプロジェクトのマネジメントです。道路局からの派遣でしたが、JR 東日本での仕事の内容とは非常に大きな違いがあり、気づかされる点が多くありました。

1 つめは、お客様志向、コスト意識が徹底されていたこと。加えて、細かい点ですが、幹部会議の内容の情報共有や、事前に決めた会議時間の遵守です。2 つめは、コロナ禍、人口減少といった大きな変化の中における変革への強い意思です。3 つめは、長い鉄道の歴史の中で時折発生する事故原因が、同じ要因であることも多いため、この繰り返し事象をなくすといった安全意識の徹底です。4 つ目は、人材育成です。社内での資格制度、社内外の勉強会等が充実しており、自己研鑽の場が多くありました。また、社内広報における社員の情報提供の他、社内表彰もあり、社員の一体感醸成に向けた取り組みも盛んでした。

この派遣を通じて得られたものは多く、今後は、JR 東日本での経験を活かし、技術者として安全とコストへのこだわりを持ちながら、様々な経験を通じ自己を研鑽し、若手職員の見本ともなれるよう努めたいと思います。さらに、多くの民間の方々と連携・役割分担を通じて、多様な行政課題に対処していく必要があると改めて感じました。

民間企業の人事担当者

4

藤田芳弘 氏

損害保険ジャパン株式会社
人事部 人事グループ

出向先での新しい業務による成長と
成果のフィードバックが重要



2014 年度以降、当社では国土交通省及び厚生労働省等から 3 名の交流派遣を受け入れています。また、当社からは国土交通省や外務省、経済産業省、厚生労働省等の省庁に約 40 名交流採用者を送り出し、色々な業務に携わらせていただいています。官民人事交流による出向については、我々の通常の文化や風習、保険業務から離れた環境下で業務を行える配置先、すなわち、出向者の成長を促せる配置先として、非常に希少で価値が高いものと捉えています。

官民人事交流の出向者は、当社の将来を嘱望される経営人材候補である中堅クラス、主に 30 代～40 代をメインに選定をしています。出向後のキャリアとしては、出向中に得た貴重な経験、視座の高さ、志を活かせる部署への配置を行い、その経験を実務に活かしていただきながら、日常業務に貢献していただいています。出向者には、国の行政機関の一員となることで、当社を外側から客観視できるようになるなど、出向先での新しい業務、新しい人間関係を通じて成長し、その成長した成果を社内に持ち帰って還元してもらうことを期待しています。

官民人事交流に関するお問い合わせ先

官民人事交流に関する全般的な窓口

内閣府官民人材交流センター
官民人材交流担当

TEL:03-6268-7676

<https://www8.cao.go.jp/jinzai/kouryu.html>

官民人事交流の実施に関することについて(交流基準、民間企業等の公募、民間企業等からの応募等)

人事院人材局企画課
人事交流班

TEL:03-3581-7722

<https://www.jinji.go.jp/kouryu/index.html>

官民人事交流の制度に関することについて

内閣官房内閣人事局
交流係

TEL:03-6257-3761

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjiyoku/jinji_f.html

各府省等のお問い合わせ先(代表電話を掲載しております)

内閣府	大臣官房人事課	03-5253-2111
宮内庁	長官官房秘書課	03-3213-1111
公正取引委員会	事務総局官房人事課	03-3581-5471
警察庁	長官官房人事課	03-3581-0141
金融庁	総合政策局秘書課	03-3506-6000
消費者庁	総務課	03-3507-8800
デジタル庁	戦略・組織グループ	03-4477-6775
復興庁	総括班	03-6328-1111
総務省	大臣官房秘書課	03-5253-5111
法務省	大臣官房人事課	03-3580-4111
外務省	大臣官房人事課	03-3580-3311
財務省	大臣官房秘書課	03-3581-4111
国税庁	長官官房人事課	03-3581-4161
文部科学省	大臣官房人事課	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房人事課	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房秘書課	03-3502-8111
林野庁	林政部林政課	03-3502-8111
水産庁	漁政部漁政課	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房秘書課	03-3501-1511
資源エネルギー庁	長官官房総務課	03-3501-1511
特許庁	総務部秘書課	03-3581-1101
中小企業庁	長官官房業務管理官室	03-3501-1511
国土交通省	大臣官房人事課	03-5253-8111
観光庁	総務課調整室	03-5253-8111
気象庁	総務部人事課	03-6758-3900
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局総務課	03-5367-5025
海上保安庁	総務部人事課	03-3591-6361
環境省	大臣官房秘書課	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力規制庁長官官房人事課	03-3581-3352
防衛省	人事教育局人事計画・補任課	03-3268-3111
会計検査院	事務総長官房人事課	03-3581-3251
人事院	事務総局人事課	03-3581-5311
内閣官房	内閣総務官室	03-5253-2111
内閣法制局	長官総務室総務課	03-3581-7271